# 後期高齢者医療制度が 改善されました

後期高齢者医療(長寿医療)制度は、平成20年6月に新たな保険料の軽減対策などが発表され、これに伴い8月に保険料が変更となる該当者には通知をお送りしていますが、主な改善内容をお知らせします。



### 平成20年度の改善内容

#### 保険料の軽減(平成20年度分)

- ①保険料の均等割額 (40,175円) が7割軽減 (12,000円の保険料) となっている方は、一律8.5割軽減 (6,000円の保険料) となります。
- ②所得割額 (基礎控除後の総所得金額等の7.43%) を負担する方のうち、所得の低い方 (基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方) は、所得割額が一律5割軽減となります。



平成20年度分の保険料については、平成20年7月15日付けの後期高齢者医療保険料通知書にて通知しましたが、新たな保険料の軽減に伴い保険料が変更となる方へは、8月15日付けで再度、後期高齢者医療保険料通知書を送付しました。

4月以降、保険料を年金から引き落としされている方であっても、 保険料の変更 (減額) に伴い年金からの引き落としができなくなるため、8月15日付けで送付した通知書にある納付書にて、毎月納期限までに保険料を納めていただくことになります。

なお、口座振替による納付を希望される場合は、市税や国民健康保険税などを口座振替で 納めていただいている場合であっても、新たに市税等口座振替依頼書を金融機関に提出して いただく必要がありますので、ご注意ください。

#### 口座振替による徴収対象者の拡大

年金からの保険料徴収については、次のいずれかに該当する方の場合、市役所への申し出により口座振替に変更することができます。

- ①国民健康保険税を2年間確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主(本人を除く)または配偶者の口座振替により納付する場合

## お気軽におたずねください

後期高齢者医療制度は、今年4月にスタートしましたが、上の内容 のような改善が行われています。

その結果、保険料の変更や納付方法の変更もあり、該当する方には 個別に通知をお送りしています。不明な点などありましたら、保険年 金課にお問い合わせください。



保険年金課 ☎66◆1102